くらしのご用心

めざせ！全問正解

# 消費生活クイズ A or B

## Q1

ネット通販を利用するとき、契約が成立するのはどの時点？

A 商品を選んで、注文ボタンをタップした時。

B 承諾の画面が表示されたり、承諾のメールを受け取った時。

## Q2

ネット通販で一目ぼれして買った服。
届いたので早速着てみたけれど、
なんだか自分には似合わなかった。返品できる？

A 「返品不可」と書かれていれば、原則、返品できない。

B クーリング・オフをすれば、無条件で返品できる。

## Q3

エステの無料体験後、
強引に勧められて高額なエステコースを契約した。
未成年で、親にも相談していなかった。契約を取り消せる？

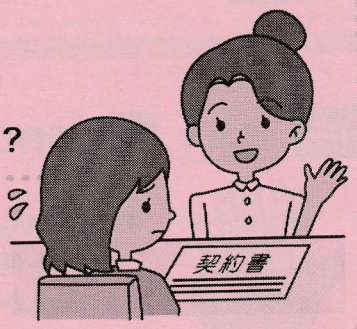


A 契約を取り消せる。

B 契約を取り消せない。

## Q4

先輩から「簡単に稼げる」という、
なんだかあやしい投資話を勧められた。
契約にかかる費用も高額なので、断りたい…。どうする？

A 「興味はあるけれど、お金がないので…」と、遠回しに断る。

B 「契約しない」と、きっぱり断る。

裏面で答えをチェックしてみよう！

編集・発行 独立行政法人 国民生活センター

## Q1 答え

**B** 承諾の画面が表示されたり、承諾のメールを受け取った時。

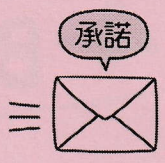


契約は「申し込み」に対して相手が「承諾をしたとき」に成立します。
ネット通販の場合、注文ボタンをタップすると「申し込み」に、
その後の承諾画面の表示や承諾メールの受信が「承諾をしたとき」に当たります。

## Q2 答え

**A** 「返品不可」と書かれていれば、原則、返品できない。

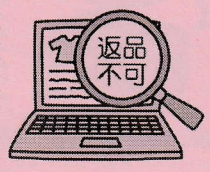


ネット通販などの通信販売では、クーリング・オフはできません。
返品の可否や条件については、表示されているルールに従います※。
ネット通販を利用するときは、表示をしっかり確認しましょう。

※表示がない場合は、商品を受け取った日から８日以内であれば返品できる（返品費用は消費者負担）

## Q3 答え

**A** 契約を取り消せる。

未成年者がした親の同意がない契約は、取り消すことができます※。
ただし、契約にあたって「親の同意を得ている」「成人している」などと嘘をついて
相手を信用させた場合や、お小遣いの範囲の契約では、取消しはできません。

※なお、契約期間が１カ月を超え、かつ総額が５万円を超えるエステでは、
成人であってもクーリング・オフや中途解約ができる

## Q4 答え

**B** 「契約しない」と、きっぱり断る。

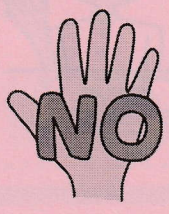


「お金がない」と言って断ると「すぐに元が取れる」などと言われ、
クレジット契約や学生ローン等での借金を勧められる事例もあります。
友人や知人から勧誘されて断りにくいと思っても、断るときには「契約しない」と
はっきり伝えましょう。

困ったときは、
消費者ホットライン
☎188（いやや）にご相談を！
最寄りの相談窓口に
電話がつながります

**お住まいの自治体の相談窓口**


編集・発行　独立行政法人国民生活センター広報部（法人番号 4021005002918）
〒108-8602　東京都港区高輪３－13－22
2022年1月発行

デザイン　株式会社アメージングデザイン
監　修　弁護士　瀬戸和宏
作成協力　公益社団法人 全国消費生活相談員協会